

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月9日
【会社名】	GMOペイメントゲートウェイ株式会社
【英訳名】	GMO Payment Gateway, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 相浦 一成
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
【電話番号】	03 - 3464 - 2740
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 企業価値創造戦略統括本部本部長 村松 竜
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号
【電話番号】	03 - 3464 - 0182
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 企業価値創造戦略統括本部本部長 村松 竜
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 7,999,931,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,587,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成27年6月9日(火)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,587,300株	7,999,931,600	3,999,965,800
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,587,300株	7,999,931,600	3,999,965,800

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額は3,999,965,800円であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
3,092	1,546	100株	平成27年6月25日(木)	-	平成27年6月25日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込み方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
GMOペイメントゲートウェイ株式会社 本社	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷支店	東京都渋谷区宇田川町20-2

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
7,999,931,600	37,000,000	7,962,931,600

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士報酬、アドバイザー手数料、登記関連費用及び有価証券届出書作成費用等です。

##### (2)【手取金の使途】

本第三者割当増資は、当社の収益基盤強化のための資本増強及び各割当予定先との協業による業績の拡大を目的とするものです。上記差引手取概算額の使途は次のとおり予定しております。なお、実際の支出予定時期までは安全性の高い預金等にて運用していく予定であります。

当社は、平成17年4月上場時より現在に至るまで一貫して、平成32年度前後の事業年度において経常利益100億円を達成することを経営目標としております。100億円の内訳として今後拡大していくマネーサービスビジネスにおいては2割程度の貢献を見込んでおりますが、その実現には当社の年間決済処理金額の1%程度の短期貸付金や未収入金等のリスクアセットの保有が前提となります。マネーサービスビジネスは与信リスク等を伴うため、その推進にはリスクアセットに対し2割程度の自己資本の増強が必要と考えております。平成32年前後の当社の年間決済処理金額は約4兆円と試算しており、その1%である約400億円に対する2割、約80億円の自己資本増強が必要と判断いたしました。一方、当社加盟店のキャッシュフロー改善を目的として早期に資金を提供する早期入金サービス、BtoC ECをはじめとした非対面販売を行う当社加盟店で成長過程にある優良企業に対して貸付資金を提供するトランザクションレンディング、消費者ニーズが高い決済手段として加盟店への導入が進んでいる後払い型の決済手段である「GMO後払い」をその中核的内容とするマネーサービスビジネスは、事前の資金支出を伴うことから、当ビジネスの拡大に伴い増加立替資金又は運転資金に係る需要が生じることとなります。

当社は、中核ビジネスである決済代行業から生み出される資金を、同事業に係るシステムや新たなサービス創造のために積極的に投下し、競争力の強化と継続的な成長を実現してまいりました。当社は決済代行業における高成長を持続するため、今後も同事業から生み出される資金を成長投資に充当してまいります。

なお、中核事業から生み出される資金のうち貸借対照表に計上されている現金及び預金の源泉である預り金は代表加盟店契約に基づき翌月に加盟店に支払うべきものであり、早期入金サービス等の拡大により今後減少していくことが想定されております。

また、「GMO後払い」の急成長やトランザクションレンディングの推進により与信に関するノウハウが蓄積される一方、2020年に向けたEC市場の成長加速により事業者の資金需要が高まることが予想されており、既存の中核事業においてこれまでの成長性を維持すると同時に、新規事業領域におけるマネーサービスビジネスでの成長機会を確実に捉えるためにはその事業計画に見合う資金を別途調達する必要があると判断いたしました。

以上のような状況のもと、この度、資本業務提携に基づく合弁会社設立について合意に至ったこと、また当社のマネーサービスビジネスが拡充され、収益拡大の見込みが立ったことから、当第三者割当増資を実施するに至りました。

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
資本業務提携に基づき設立する合弁会社設立のための出資資金	500,000,000	平成27年10月から平成28年10月
マネーサービスビジネス拡大に伴う増加立替資金又は運転資金	7,462,931,600	平成27年6月から平成29年5月

##### 資本業務提携に基づき設立する合弁会社設立のための出資資金

当社は、決済ビジネスにおける具体的な事業取り組みの一環として、GMOインターネット株式会社（以下「GMOインターネット」という。）、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」という。）との間で決済代行サービスに関する資本業務提携契約を締結し、三井住友銀行とともに、それぞれ株主となる形で平成27年10月に新たに合弁会社を設立する予定です（以下「本資本業務提携」という。）。当社は当該合弁会社の事業として、三井住友銀行の有する国内外の強固な事業プラットフォーム・取引先基盤と、当社が決済代行サービスに関して有する先進性及び競争優位性のある技術等の経営資源とを相互に活用することにより、三井住友銀行の顧客に対し、より付加価値の高い決済代行サービスを提供することを計画しております。かかるサービスの提供を通じ、決済ニーズの更なる捕捉及び決済代行市場におけるシェアの更なる向上を実現し、決済ビジネス分野において確固たる地位を確立することを目指すとともに、将来にわたって日本の決済ビジネスをリードすることを目指しております。そのため

手取金は、かかる計画実現のための第一歩として本資本業務提携に基づき設立する合弁会社への出資資金に充当いたします。

#### マネーサービスビジネス拡大に伴う増加立替資金又は運転資金

手取金は、以下のとおり、消費者向け電子商取引（以下「BtoC EC」という。）をはじめとした非対面販売を行う当社事業者（以下「加盟店」という。）のキャッシュフロー改善を目的として早期に資金を提供する早期入金サービス、当社加盟店であり、成長過程にある優良企業に対して貸付資金を提供するトランザクションレンディング及び消費者ニーズが高い決済手段として加盟店への導入が進みつつある後払い型の決済手段である「GMO後払い」をその中核的内容とするマネーサービスビジネスの拡大に伴う増加立替資金又は運転資金に充当いたします。

当社は、消費者と加盟店との間のECにより生じる当社の加盟店に対する立替支払につき、加盟店に対する支払期限を従来のもので短縮することによって、加盟店のキャッシュフローの改善を促すことにより、加盟店の支援となる顧客ニーズの高い早期入金サービスを提供しています。同サービスにおいては、カード会社等から当社への決済代金の入金前に、当社が加盟店に対し早期に立替金を支払う必要があることから、一時的に両支払いのタイミングに不一致が生じます。かかる不一致の期間中、当社において立替えを行うための立替資金が必要となりますが、同サービスを拡充することに伴って、立替資金の増加が見込まれます。したがって手取金は、同サービスの拡充を図るための増加立替資金に充当いたします。

また、成長過程にある優良企業が多い当社加盟店において、その業容を拡大させる意向を持ったとしても、金融機関から迅速に運転資金の融通を受けることができず、そのような意向を実現できずに困難な状況に陥るケースがあります。このような状況を解消し、当社加盟店に運転資金を確保して頂き、その成長を支援していくために、当社はトランザクションレンディング事業を拡大していく予定です。この事業は、当社が加盟店の決済に関する一連の処理（トランザクション）を解析し、加盟店の売上動向等を把握することで動産・不動産といった担保に頼ることなく、加盟店の売上実績をもとに返済可能な範囲で加盟店に対する貸付を可能にし、加盟店の成長加速を支援するために必要な資金を適時適切に加盟店に対して供給するというサービスを提供するものであり、このサービスを拡大するに際して必要となる資金の確保をするため、手取金は当該トランザクションレンディング事業拡大に伴う運転資金に充当いたします。

さらに、購入者が商品を受け取った後に、コンビニエンスストアや郵便局から代金を支払うという後払い型の決済手段である「GMO後払い」は、当該決済サービスの提供開始以来、加盟店や商材に関する特性の見極めや債権の回収率に関するノウハウを蓄積しながら与信リスクを低減し、加盟店数、流通金額ともに当社の計画を上回り、順調に拡大しております。同決済サービスは消費者ニーズが高い決済手段であり、今後の更なる成長が期待されることから、一定程度の与信リスクを取りながら増大する決済金額に対応するための資金が必要になります。したがって手取金は、同決済サービス拡大に伴う運転資金に充当いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	GMOインターネット株式会社	
	本店の所在地	東京都渋谷区桜丘町26番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第24期（自平成26年1月1日至平成26年12月31日） 平成27年3月24日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第25期第1四半期（自平成27年1月1日至平成27年3月31日） 平成27年5月12日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数	17,849,600株
	人事関係	当該会社の取締役3名のうち2名が当社取締役を、うち1名が当社監査役をそれぞれ兼務しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	当社は、当該会社とカード等決済代行業務において年間117,114千円（平成26年9月期）の取引がございます。		

（注）1．当社との関係は、平成27年6月9日現在におけるものであります。

2．平成27年3月31日時点において当該会社は、当社株式を（51.66%）保有する親会社であります。

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社三井住友銀行	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第11期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日） 平成26年6月27日 関東財務局長に提出 半期報告書 事業年度第12期中（自平成26年4月1日至平成26年9月30日） 平成26年11月28日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数	-
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	当社は、当該会社と当座借越契約を締結しておりますが、現時点において当座借越残高はありません。		

（注）1．当社との関係は、平成27年6月9日現在におけるものであります。

2．今後割当予定先である三井住友銀行との資本業務提携に基づき設立する合併会社と当社との間における技術供与及び取引が発生いたします。

## c. 割当予定先の選定理由

当社は今後とも中長期的な持続的成長をすることは可能ではあるものの、国内におけるより深いレベルでの成長機会及び海外の事業機会はさらに増大しつつあるとの認識に至っております。具体的には、金融技術とIT技術の融合によってもたらされる様々な決済ビジネスの事業機会に関し、国内においても全ての商取引金額に対するEC市場規模の割合を示すEC化率が10%の水準に到達するであろう近い将来を牽引するにあたり不可避であると考えられる、大規模な企業との取引拡大が急務となってきております。他方海外において、欧米系金融・決済事業者の国際的な勢力拡大への対抗及び世界の成長センターであるアジア圏における欧米系金融・決済事業者の進出が見込まれる等競争の激化に備える事は喫緊の課題です。そのため、当社は、同業者や類似業者に先行する形で、資本増強及び金融系事業パートナーとの強固な関係構築が不可避であると判断いたしました。

当社では今後の成長戦略としてのEC領域拡大戦略の重要な柱の一つとして製品増強戦略を推進しており、その中でも早期入金サービスの拡充やトランザクションレンディング、後払い型決済手段の提供など新たなサービスをこれまで自己資本を用いて小規模に展開していたものを、早期にその規模を拡大させる必要があると認識した次第です。

その結果、今後の事業展開の拡大に伴う資金需要の発生に備え、資金調達を行う必要があることから、本第三者割当増資を実施することといたしました。

割当予定先については、当社の事業計画に賛同し引受の承諾を頂ける可能性が高い関係会社、取引先を中心に選定することといたしました。

親会社であるGMOインターネットは、当社の事業内容及び将来構想に深い理解を示し、EC事業の共同展開を通して、ともに相互利益を創造しつつ戦略推進を行っていく方針を掲げております。また、GMOインターネットは、当社を含めたGMOインターネットグループ全体の経営管理を行っており、当社のインターネット上でのクレジットカード等の決済代行サービス事業を成長事業と位置づけております。そのため、GMOインターネットグループとの連携強化のために、当社の代表取締役社長がGMOインターネットの非常勤役員に就任しており、一方、GMOインターネットから当社への非常勤役員の派遣などにより、当社とGMOインターネットは、協力・連携を深めてきております。このためGMOインターネットは、本第三者割当増資による当社の財務体質の強化がGMOインターネットグループとしても成長事業と位置づけている決済代行サービス事業の更なる成長に資するものであることを理解し、引受の承諾を頂ける可能性が高いと判断いたしましたので、GMOインターネットを割当予定先の候補とし本第三者割当増資の目的等を説明したところ了解が得られたことから、割当予定先として選定いたしました。

三井住友銀行は、国内外に強固な事業プラットフォーム・取引先基盤を有しているところ、金融技術とIT技術の融合による、金融イノベーションを創造するべく、当社の事業内容と将来構想に深い理解を示し、決済ビジネスに強い事業パートナーを必要としております。また、三井住友銀行は、本資本業務提携に基づき合併会社を共同で設立し、決済代行サービス事業の更なる事業拡大を図ることとなる当社の重要なパートナーとなります。そのため本資本業務提携に基づき設立する合併会社に対する出資資金を資金使途の一部とする本第三者割当増資引受について承諾を頂ける可能性が高いと判断いたしましたので、三井住友銀行を割当予定先の候補とし、了解が得られたことから、割当予定先として選定いたしました。

また、GMOインターネットと三井住友銀行との割当額の負担割合については、GMOインターネット、三井住友銀行間で協議を行っております。この点、GMOインターネットは、この度の提携により決済代行サービスの更なる成長が期待されるなか、GMOインターネットのインターネットインフラ事業へのグループシナジーを最大化すること及びGMOインターネットの連結業績に与える影響等を総合的に勘案し、三井住友銀行との負担割合につき協議を行ったとのことです。結果として、両社間で同程度の負担割合としたい旨の申し出がありました。当社としては、当該負担割合に異議はなく、GMOインターネット、三井住友銀行に対し同程度の負担割合で第三者割当増資を行うことに応じることといたしました。

## d. 割り当てようとする株式の数

GMOインターネット株式会社	1,336,500株
株式会社三井住友銀行	1,250,800株

## e．株券等の保有方針

本第三者割当増資により発行する割当新株式について、GMOインターネットからは同社が第三者に譲渡する予定はなく、長期的に保有する予定である旨、三井住友銀行からは同社が第三者に譲渡する予定はなく、中長期的に保有する予定である旨を書面で確認しております。

なお、当社は割当予定先である2社それぞれと、割当予定先が株式払込期日から2年以内に当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）に報告すること、並びに割当予定先が当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を本年6月25日に締結する予定であります。

## f．払込みに要する資金等の状況

本第三者割当増資による新株式発行の払込みに要する資金につきましては、割当予定先の直近の財務諸表により総資産額、純資産額等の状況を把握したうえで、割当予定先に対し資金の調達手段、保有状況と今後の見込み、及びその確実性につきそれぞれヒアリングを行い、払込みに必要な資金の状況として問題ないと判断しております。

## g．割当予定先の実態

GMOインターネットは、東京証券取引所に上場しており、GMOインターネットが東京証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項」において、同社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係、取引、交渉をせず、利用しないことを基本方針とし、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めている旨、及び、同社は、平成20年7月に警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、当該連合会にて、開催される研修等に参加し、情報収集を行うほか、顧問弁護士や警察署とも随時連絡を図る旨記載されていることを確認いたしました。

これにより、当社は、割当予定先であるGMOインターネットが暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）ではない旨及び当該割当予定先が特定団体等と何らの関係もない旨判断いたしました。

三井住友銀行は、東京証券取引所に上場している株式会社三井住友フィナンシャルグループの連結子会社であり、株式会社三井住友フィナンシャルグループが東京証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力の関与を排除するため、反社会的勢力とは一切の関係を遮断すること、不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行うこと、反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行うことを基本方針」としている旨、及び同社では、「反社会的勢力との関係遮断をコンプライアンスの一環として位置づけ、総務部を統括部署として、情報収集・管理の一元化、反社会的勢力との取引排除に関する規程・マニュアルの整備等を行うとともに、主要グループ会社においては、反社会的勢力との関係遮断に関する規程を制定することを義務付け、それに基づき、不当要求防止責任者の設置、マニュアルの整備や研修を実施する等」、同社グループとして、反社会的勢力との関係を遮断する体制整備に努めている旨記載されていることを確認いたしました。

これにより、当社は、割当予定先である三井住友銀行が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする特定団体等ではない旨及び当該割当予定先が特定団体等と何らの関係もない旨判断いたしました。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### a. 発行価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本第三者割当増資の発行価額は、本第三者割当増資に係る平成27年6月9日開催の取締役会決議の直前営業日(平成27年6月8日)までの1ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である3,092円といたしました。

発行価額につきまして、取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の平均値を採用しましたのは、当社の株価は少なくとも過去6ヶ月間にわたり上昇基調にあり、取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均を基準とした場合には、現在の当社の株価水準に比して低い価額となってしまうことから、少数株主の利益が保護されない可能性があるかと判断したこと、他方で、当社の株価は、上記のとおり上昇基調にあるが、取締役会決議日の直前およそ1ヶ月前において、急激に下落し、再度下落前の株価に回復する等、最近の当社の株価が大きく変動し、値動きが特異である状況等を踏まえ、直前営業日の終値という特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均値という平準化された値を基準とする方が一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。

当該発行価額3,092円は、取締役会決議日の直前営業日(平成27年6月8日)の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値3,065円に対し0.88%のプレミアム、3ヶ月間の終値平均値3,041円(単位未満四捨五入。以下同様)に対し1.68%のプレミアム、同6ヶ月間の終値平均値2,664円に対し16.07%のプレミアムを加えた金額となります。

当社は、上記発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。

なお、平成27年6月9日開催の当社取締役会においては、本第三者割当増資に係る決議に際し、当社取締役のうち、支配株主であるGMOインターネットの取締役を兼任している熊谷正寿氏及び相浦一成氏、並びに当該GMOインターネットの子会社の取締役を兼任している村松竜氏は、特別利害関係人として当該取締役会における本第三者割当増資に関する議案の審議及び決議に参加していません。

また、当社監査役のうち、GMOインターネットの取締役副社長を兼務している社外監査役安田昌史氏は、利益相反となり得る立場にあることに鑑みて、当該取締役会における本第三者割当増資に関する議案の審議に参加していません。

当社社外監査役3名のうち社外監査役鈴木章洋氏、池田和夫氏の2名からは、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、発行価額は割当予定先に特に有利な発行価額に該当しない旨の取締役の判断について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして、会社法等の法令に違反する重大な事実認められず、当該発行価額は、当該株式の価値を表す客観的な値である市場価額を基準として一定期間の平均値という平準化された価額を用いており、当該価額からディスカウントされた価額を用いていないこと、また、一定期間の平均値という平準化された価額は、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除するものであると考えられ、その時々状況によって割当予定先が経済的利益を受ける可能性が排除されている価額であること、当該発行価額が日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲で決定されたものであること等から総合的に判断すると上記発行価額が割当予定先に特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を得ております。

なお、当社社外監査役のうち、安田昌史氏はGMOインターネットの取締役副社長を兼務し、割当予定先と利害関係を有していることから発行価額が割当予定先に特に有利な発行価額に該当しないことに関する意見を求めないことといたしました。

#### b. 割当数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資の割当数量が発行済株式数に占める割合は7.49%であり、当該割当数量に係る議決権の総議決権数に占める割合は7.49%となり、一定の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本第三者割当増資によって当社が得る手取金は、本資本業務提携に基づき設立する合弁会社の設立のための出資資金であること及びマネーサービスビジネス拡大に伴う増立立替資金又は運転資金確保のための資本増強であることから、当社としてはこれにより業績の拡大を通じた企業価値の向上を図ることができると考えており、本第三者割当により一時的な株式の希薄化は生じるものの、中長期的な観点からは株主の利益向上に資するため、割当新株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

さらに、本第三者割当増資は、支配株主との取引等に該当することから、当社は、平成27年6月9日に、支配株主と利害関係のない当社の社外監査役2名(鈴木章洋氏、池田和夫氏)から、当社において、マネーサービスビジネスに係る資金需要が認められ、これに伴う与信リスクを取ることを勘案した場合、自己資本の増強は必要不可欠であるため、本第三者割当増資による資金調達の実施が必要であると判断したことには合理性が認められること、当社の株価は少なくとも過去6ヶ月間にわたり上昇基調にあり、取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均を基準とした場合には、現在の当社の株価水準に比して低い価額となってしまうこと及び最近の当社の株価が大きく変動し、値動きが特異である状況等を踏まえ、直前営業日の終値という特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均値という平準化された値を基準とする方が一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であることを考慮したうえで、当社において発行価額は取締役会

決議日の直前営業日までの1ヶ月間の平均値とする旨判断をしたことに合理性が認められること、本第三者割当増資決定に至る手続きは、割当予定先との複数回にわたる交渉を経て慎重に行われ、本取締役会における本第三者割当実施に関する議案の審議及び決議は利害関係を有しない取締役によってなされており、手続きが公正になされていることから、本第三者割当増資の決定は、少数株主にとって不利益なものでないと判断される旨の意見書を入手しております。

したがって、当社は、本第三者割当増資における株式の発行数量及び希薄化の規模が、既存株主にとっても合理的であると判断いたしました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
GMOインターネット(株)	東京都渋谷区桜丘町26-1セルリアンタワー	17,849	51.66%	19,186	51.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	2,228	6.45%	2,228	6.00%
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	-	-	1,250	3.36%
JPMC OPPENHEIMER IASDEC LENDING ACCOUNT (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	6803 S.TUCSON WAY CENTENNIAL, CO 80112, U.S.A (東京都千代田区丸の内2-7-1 決済事業部)	1,111	3.21%	1,111	2.99%
相浦 一成	東京都世田谷区	1,000	2.89%	1,000	2.69%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	745	2.15%	745	2.00%
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行(株))	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013 USA (東京都新宿区6-27-30)	720	2.08%	720	1.93%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4-16-13)	563	1.63%	563	1.51%
資産管理サービス信託銀行(株) (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12 晴海トリトンスクエアタワーZ	403	1.16%	403	1.08%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041 (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	12 NICHOLAS LANE LONDON EC4N 7BN U.K. (東京都中央区日本橋3-11-1)	365	1.05%	365	0.98%
計	-	24,986	72.32%	27,573	74.24%

(注) 1. 平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日現在の総議決権数(345,432個)に本第三者割当により増加した議決権数(25,873個)を加えた数を分母として算定しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

4. 上記のほか、当社は2,500株の自己株式を有しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第21期(自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)平成26年12月22日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第22期第1四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)平成27年2月12日関東財務局長に提出

事業年度 第22期第2四半期(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)平成27年5月14日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年6月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年12月22日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降本有価証券届出書提出日(平成27年6月9日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載した将来に関する事項は、同書中において別段の表示のない限り、本有価証券届出書提出日(平成27年6月9日)現在において変更はありません。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

GMOペイメントゲートウェイ株式会社 本店

(東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

該当事項はありません。